

平成25年2月定例会 環境対策特別委員会（付託）

平成25年3月7日（木）

〔委員会の概要〕

岡委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出案件について（資料①）

【報告事項】

- PM2.5の対応について

妹尾県民環境部長

今議会に追加提案をいたしております案件につきまして、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料（その3）によりまして、私から一般会計の総括及び県民環境部関係について御説明申し上げ、その後、順次所管副部長並びに副教育長から御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。一般会計予算についてでございます。平成24年度一般会計の補正総額は、総括表、一般会計の表の左から3列目の補正額の欄の一番下の計に記載のとおり、5億72万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、42億8,014万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

このうち県民環境部の補正総額は、2億8,150万4,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、18億2,694万4,000円となっております。

3ページをお開きください。イ部別主要事項説明につきまして、県民環境部の予算計上課別に、主な事項について、御説明申し上げます。

まず、環境首都課関係でございます。（目）環境衛生指導費では、事業費や貸付金の所要額の確定に伴う減などにより、1億6,202万6,000円の減額をお願いしております。環境首都課合計では、1億6,301万4,000円を減額することとし、補正後予算額は、15億3,732万7,000円となっております。

次に、環境整備課関係でございます。摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などに伴い、4,896万4,000円を減額し、同じく摘要欄②の廃棄物処理施設管理指導費におきましては、市町村が実施する合併浄化槽設置に係る補助対象基数の確定に伴う、補助金の減などにより、2,842万6,000円を減額することといたしております。摘要欄③の生活環境整備指導費とあわせまして、環境整備課合計では、7,892万

6,000円を減額することとし、補正後予算額は、1億5,522万円となっております。

続きまして、環境管理課関係でございます。（目）公害対策費では、摘要欄①一般公害対策費における貸付額や事業の所要額の確定などに伴い、合計で3,956万4,000円を減額することとし、補正後予算額は、1億3,439万7,000円となっております。

9ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。環境首都課所管の一般環境対策費では、メガソーラー等の整備や防災拠点への自然エネルギー導入に対する補助に要する経費として、3億7,645万円を繰り越すことといたしております。

また、環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費では、浄化槽整備事業費に対する市町村への補助に要する経費として、600万円を、生活環境整備指導費では、廃棄物処理施設の審査に要する経費として、1,639万4,000円をそれぞれ繰り越すことといたしております。

これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行のおくれなど計画に関する諸条件によりまして、年度内の完成が困難となったもので、繰り越しの御承認をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提案いたしております案件の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、1点、御報告をさせていただきます。PM2.5の対応についてでございます。昨日、環境省においてPM2.5に関する自治体連絡会議が開催され、注意喚起を行う場合の詳細な説明がありましたので、本県の今後の方針とあわせて、御報告いたします。

国は、複数測定局を対象に、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合、指針値である1日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想されるので、都道府県が注意喚起を行うよう方針を示しました。

本県の対応は、国が平均値であるのと違いまして、測定局のうちいずれか1つでも、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラムを超えた場合に、注意喚起を行うことといたしました。

その内容としては、可能な限り、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動を減らす、屋内における換気や窓の開閉を、必要最小限にするなどでございます。

マスコミへの資料提供、すだちくんメールによる情報発信、県ホームページへの掲載及び教育委員会など関係機関と連携して、正確かつ迅速な情報伝達を図ってまいります。

なお、3月4日からすだちくんメールによる情報配信ができるようにしており、関係部局と連携しながら、学校や社会福祉施設等の関係者の登録の促進を、現在鋭意図っているところです。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

峯本農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料（その3）の1ページをお開きください。平成24年度一般会計補正予算案でございますが、今回、農林水産部といたしましては、上から2段目の補正額の欄に

記載のとおり、2億1,496万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、21億7,206万6,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産部の主要事項でございます。

まず、農村振興課でございますが、（目）農業総務費につきまして、摘要欄①農作物鳥獣被害防止対策費における国庫補助事業費の確定により、40万円の増額をお願いするものでございます。

次に、とくしまブランド課でございますが、（目）農作物対策費につきまして、摘要欄①の環境保全型農業推進費において、事業費の確定による減額を、また、（目）植物防疫費につきまして、摘要欄①の病虫害防除対策費において、国庫補助事業費の確定による減額をお願いするなど、とくしまブランド課合計で、149万7,000円の減額となっております。

最下段、畜産課でございますが、（目）畜産振興費につきまして、摘要欄①の畜産環境対策費における鶏ふん堆肥化处理施設の整備などにより、2,982万6,000円の増額をお願いするものでございます。

5ページをごらんください。林業戦略課でございますが、（目）林業振興指導費につきまして、摘要欄②の木材需要拡大奨励費などにおいて、国庫補助事業費の確定などによる減額を、また、（目）造林費につきまして、摘要欄②の森林環境保全整備事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定などによる減額をお願いするものでございます。以上、林業戦略課合計で、2億5,238万円の減額となっております。

次に、森林整備課でございますが、（目）治山費につきまして、摘要欄①の治山事業費などにおける国庫補助事業費の確定により、869万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。繰越明許費についてでございますが、追加といたしまして、さきの事前委員会で御承認いただいた先議分以外の事業につきまして、繰り越しをお願いするものでございます。農村振興課及び畜産課の2事業につきまして、追加分に係る翌年度繰越予定額の合計は、上から3段目に記載のとおり5,032万5,000円となっております。

次に、繰越明許費の変更分でございますが、10ページ下段に記載のとおり、先議で御承認いただきました3事業のうち、林業戦略課及び森林整備課の2事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございまして、変更後の翌年度繰越予定額の合計は、最下段補正後欄に記載のとおり、12億8,709万1,000円となっております。

繰り越しをお願いする事業につきましては、計画に関する諸条件等により、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございます。今後は、できる限り事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の1ページ、一般会計の歳入歳出予算総括表をお開きください。

表の下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では、375万4,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、2億7,160万2,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、流域下水道事業特別会計におきまして、5,728万8,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、5億6,250万5,000円となっております。

これらの内訳につきましては、6ページをお開きください。まず、一般会計についてでございます。

住宅課におきまして、表の右側摘要欄に記載のとおり、建築基準法等施行費の決定に伴いまして、77万3,000円の減額となっております。

河川振興課におきましては、補正はございません。

続く、下水環境課におきましては、流域下水道事業特別会計繰出金の決定などに伴い、298万1,000円の減額となっております。

7ページをごらんください。流域下水道事業特別会計についてでございます。旧吉野川流域下水道維持管理費などの決定に伴い、合計で、5,728万8,000円の減額となっております。

続きまして、11ページをお開きください。繰越明許費でございます。

一般会計におきましては、河川振興課の総合流域防災事業費で、580万円の繰り越しの御承認をお願いするものでございます。

また、流域下水道事業特別会計では、先議で御承認いただきました事業のうち、翌年度繰越予定額の変更を要するものについて記載しておりまして、変更分を反映した補正後の額は、5,934万2,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、12ページをお開きください。地方債でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

県土整備部関係は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

原内副教育長

続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では、50万4,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、953万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。教育委員会の主要事項でございます。

学校政策課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、50万4,000円の減額をお願いいたしております。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で説明及び報告は終わりました。
それでは質疑をどうぞ。

森本委員

さきに報告をいただいたので、あんまりもう聞くこともないんですけども、中国からの大気汚染について、環境省の指導で全国47都道府県同様の対応をするというようなお話を新聞でも見ました。先日も石原環境大臣が徳島へ来ておられましてお話を聞いたんですけども、そんなようなお話をしておりました。徳島県はちょうど今回、計測点を2カ所ふやして、5カ所ということであります。その中で、1カ所でも超えた場合は県民に対して、警告をしていただけるということなんですけども、これは徳島だけの措置ですか。

久米環境管理課長

注意喚起を行う場合の他県の状況等ということでございますが、国が示してますのは朝の5時から7時のそれぞれ1時間値の平均が85を超えた場合ということで、それは全体の測定局の平均ということでございますが、徳島県は1測定局でも超えたらやっっていくということで、上乘せという形になっているのですが、例えば熊本県、3月5日に注意喚起を出しておりますが、ここについては平均というか、1時間値で高い状況が見られたらやっっているというような状況がございまして、いろいろその自治体によって具体的な方法というのは違っているところがございます。以上です。

森本委員

5カ所、ちょっともう一遍詳しい場所と、それと現場の機械がこの数値を認識して、県庁の皆さんのところへきちっと数字が届くこのシステム、注意喚起する場合は当然本庁からすることなんで、現場の数字がどういう形で本庁の環境に伝達されているのかということをちょっと教えてください。

久米環境管理課長

測定局の現状でございますが、現在既設につきましては3地点ということで、徳島、那賀川、脇町にございます。それで、3月末までに三好市と美波町に測定局をふやすということで考えております。それで今、既設の3地点におきましては、3月中旬をめどにオンライン化し、24時間データが見られるよう、準備を進めている状況でございますが、現時点におきましてはオンライン化ができるまでは、職員が朝7時に例えば、徳島、那賀川、脇町のほうに出向きまして、それを確認してその日の朝の平均値はどうかということを確認して、それがもし85を超えておれば注意喚起をしていくという、そういう状況でござ

ざいます。以上です。

森本委員

わかりました。間もなくオンライン化ができるということで、いちいち5カ所全部見に行くのかなと思いつたんで。もう3月半ばやから、あと小1週間もしたらできるということでもよろしいんですね。

それと、例えば熊本なんかは70超えがもう何日か出ています、今の現段階でね。すべてもちろん中国の大気汚染だけではないんですけども、徳島県の場合、このPM2.5の数字が大体どんな感じで出とんのですか。一番高かった日というのはどのぐらい今までで数値を検出しとんのですか。

久米環境管理課長

PM2.5の徳島県におけます過去の検出状況ということでございますが、今回環境省が示しました日平均値70マイクログラムを超えたというのは、平成21年度から測定しまして過去3回ございます。それで、そのときの値なんですけど、平成21年度で106.4という数値を記録しております。それと、平成23年5月2日、3日に75.0と76.1、そういうふうな数値を今、示しておる状況でございます。

それと、24年度におきましては、現時点までは1月、2月は35という環境基準を超えたことはありませんでしたけど、3月5日にことし初めて35という基準を超えた状況でございます。以上です。

森本委員

これは話題になったというか、ここ二、三カ月、非常に日本中が心配してき出したんですけども、全体として久米さんの感じとして、ないんがもちろん一番いいんですけどね、数値そのものはやっぱり気持ち上がってきておるんでしょうか。

久米環境管理課長

数値が上がってきているかどうかという御質問でございますが、この測定を開始したのが21年ということで、まだ他の大気汚染物質に比較しましたら非常に新しい物質ということがございます。それで、データを見る限りにおきましては、先ほど言いましたように21年に106というような数値も計測されておりますので、ここ何カ月、ここ最近に高くなったという状況ではないと考えております。以上です。

森本委員

中国の大気汚染、重慶あたりから始まって、ここ1年や2年の話じゃないんでね。やっぱり私はその100超えたんも当然影響があると思います。日本にはこのPM2.5というのはそんなにないですからね。今後、オンライン化の中できちっと計測をして、基準を超えようが超えまいが、やっぱり数値はきちっと県民に周知をしていっていただきたい。今現在、低くても心配しておる人はかなりおるんです。全然安心な数字でもマスコミ報道を見て怖いなど話題になっております。そのためには、不安解消もありますけれども、また対

応を個々にとるためにも、せっかくのオンラインで出た数値、先ほどもお話をいただきましたけども、地元メディアとかメール、あるいはすだちくんメールとかホームページで、細かく情報提供をお願いをして終わります。

松崎委員

3.11の東日本震災からもう間もなく2年が来ようとしておるわけでございます、私もことし1年間、環境対策特別委員会で審議させていただきました。被災した際にはまず一番に震災瓦れき、いわゆる災害廃棄物が発生する。それにかかわって、1つは、やっぱりまずそれを一たん除けないと救助とか復興等々の作業に当たれないということで、その瓦れきを仮に置いておく場所をちゃんとリスト化することが大事なんでないかなということも申し上げました。その後、東日本の瓦れき処理の経費が市町村の対応によって10倍近くも違うと、その原因は震災瓦れきをまぜ込んでしまっただけで収集すると今度はそれを分別していかなきゃならないことなどあって、最初から分別収集していたところは瓦れき処理の経費も大変安く上がって、なおかつ処理に効率的であったというようなお話もありましたし、それを運ぶ体制とかその後、次は処理をしていかなきゃならんでしょ、ですから処理のマニュアルが必要でしょうという話をしてきましたけれども、現時点で、今年度の状況でそのことがどこら辺まで進捗しているのか教えていただきたいと思っております。

藤川環境整備課長

松崎委員から震災が起こった際の瓦れき処理、初動体制についての御質問でございます。本県が危惧しております南海トラフ巨大地震でございますけれども、こういった大規模災害が発生した場合におきましては、建物倒壊、また津波による被害などによりまして大量の災害瓦れきが発生することが予想されるところでございます。委員がおっしゃいましたように、今、災害時に復旧、復興の第一歩になるのがこの瓦れきの処理であるということで、そのためには平常時から仮置き場につきまして、確保しておくことが必要不可欠であるということで、このため県といたしまして、廃棄物連絡協議会を開催いたしまして、そこで報告書を取りまとめ、その内容を全市町村に対しましてお示しをし、災害瓦れきの仮置き場の候補地の選定を働きかけたところでございます。現在24市町村のうち、既に選定済みは10町でございます。今年度中に制定するのが3、それから来年度中は5ということで、ほとんどのところが設置ができるという状況でございます。まだ未検討の市町村につきましても、その必要性は十分認識しておるといふふうに聞いておりますので、引き続き候補地の選定について働きかけてまいりたいと考えております。

県といたしましては、こういった仮置き場の選定が進みますように、例えば市町村に対しまして未利用の県有地の情報提供も行うとともに先ほど委員がおっしゃいましたように、東日本大震災の教訓といたしまして、瓦れきを迅速適正処理するためにはやっぱりリサイクルが大事、リサイクルの推進が大事でございます。そのための分別排出これが大きいということで、それを教訓といたしまして、分別する場合に可燃物、不燃物、資源化物、粗大ごみ、危険物、また家電リサイクル法のテレビとかございますけども、こういった分別をしておくとも経費も少なく済むという教訓もございますので、そういった情報も合わせて市町村に情報提供し、引き続き処理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

松崎委員

なかなか、市町村も、2年たちましたけどもすぐにとということにも、出そろったということにはなっていないようですけども、御報告いただいたように暫時検討されて、その仮置き場の設置も確保されているということでございますので、引き続いてぜひお願いを申し上げておきたいと思えますし、お話があったようにリサイクル分別ということが本当、被災を受けたすぐには思いつかなかったところもあったんかもしれんのですけども、しかし、後から考えてみるとリサイクル分別というのを考えておくことが、その後の復旧、復興さらには経費の面で大変大きな役割を果たしたということがわかっているわけですから、ぜひその点についても市町村と十分、意思疎通といいますか協議しながら対応方お願いを申し上げておきたいというふうに思えます。

2点目でございますけども、実は阿南市の福井川の上流地域に産廃の最終処分場計画というのがございました。私、資料を見たら平成22年からファイリングしておるようなので、もう2年、3年目に入ってくるわけですが、昨年平成24年12月17日にこの業者のほうから阿南市が10億円の損害賠償請求を受けまして、産廃処理場ができなかったということに対してその損益といいますかね、損失でいうたらそれを補償しろという裁判であったようなのですけども、これに対して現実に産廃の処理場の進入路も全然確保されてないという状況もあったり、実態として不利益をこうむっている状況はないという状況の中で、裁判費用を半分程度、阿南市としては支払うというような形で話し合いがついたといいますか、判決も確定したというようなことで、ことしの1月5日に原告、被告ともに判決を確定したという新聞報道などもございました。このことは一番最初は福井の山奥といいますか、そこに産業廃棄物の最終処分場をつくるということが発端になって、その後、阿南市としてはこれは福井地域のいろんな飲料水を含めた水源、それから農業用水等々、土地改良区の皆さんを含めて、それをやってもらったら困るというようなことでの地元の反対もあって審議されてきたというふうにお聞きをしておるんですけども、地元の受けとめとしたらこの1月8日に判決がありましたので、あの問題はなくなったのだろうなど、終わって一件落ち着いたというふうな受けとめをしている代表者の方も、電話ですけども聞いてみるとそういう感覚でおられると。

しかし、実は当初の計画から埋め立て面積で8倍、埋め立ての容量で16倍の、さらには処分の品目も大幅にふやした変更申請が出されてきておりまして、その変更申請をめぐって知事のほうからもいかにも計画が十分でないということで、計画そのものを平成22年の廃止勧告という形で知事さんが出していただいたわけですが、これは県の事前の審査の要綱に基づいて、これではとても審査に相当してないということかなということで理解しておったんですが、最近の状況というんですか、この16倍にもなる拡張計画についての変更申請を審査中かどうかについてお伺いしたいと思います。

藤川環境整備課長

松崎委員から阿南市の福井環境開発が進めております最終処分場の建設計画についての御質問をいただいております。現在、事業者から変更許可申請書が提出されてきておりま

して、現在この申請の内容を審査している状況でございます。これまでに文書の補正を行ってございまして、今後も引き続き廃棄物処理法に基づく基準、また法令にのっとりまして厳格に審査をし、許可、不許可の可否を決定していきたいと考えております。以上でございます。

松崎委員

はい、ありがとうございました。それで審査の過程であろうかと思うんで、今の段階でお話できること、できないこと、あると思うんですけども、先ほど少し冒頭で言いましたけど、もともと最初許可した処理場について、まず進入路が確保できてないというのが知事さんの廃止勧告の中にも出されていると思うんですよね。それから、用地の準備も賃貸契約等がちゃんとできてないと、さらにはこれだけ大きな事業をやるに当たっての財政的な裏づけっていうんですかね、トータルで4項目の指摘をされて計画を廃止したらどうですかという勧告がされておるんですが、ここのクリア度合いといいますか、今の出されている書類の中では現状どのような形になっておるのか説明できる範囲でお願いしたいと思っております。

藤川環境整備課長

現在審査中ということで具体的にはちょっと申し上げられないんですけども、この設置許可の基準、これについてお話をしたいというふうに思います。廃棄物処理法に規定をされております許可基準でございますけれども、4点ございまして、まず1点目は施設の設置に関する計画、これが技術上の基準に適合しているかどうか、それが1点目でございます。2点目が、この設置の計画と維持管理計画、この計画が周辺地域の生活環境の保全、また周辺の施設について適正な配慮がされているかどうか、これが2点目でございます。3点目は申請者の能力がこの設置計画、維持管理計画に従いましてこの設置維持管理を的確に、また継続的に行うことができるかどうか。それから4点目は欠格要件に該当していないかと、この4つが判断の基準になりますので、この4つの判断基準に基づきまして、厳正に判断をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

松崎委員

ぜひ4つの判断基準を公平中立に判断していただくと、この間の経過からすると、私から言わせれば不許可になるんじゃないかなと思っておるんですけども。今審査されているとすれば、実は先ほど冒頭申し上げましたけども、阿南市としてはこの福井川の水源地を何とか守りたいということから、水道水源の保護のための条例をつくって対応をしながら市独自での対応もやっておるわけですけども、結果的にこの水道水源保護条例が結果として泥縄式であったとなってきたおって、そういう争いにもなると10億円の賠償請求などもされたようであります。今後審査の過程の中で阿南市との事前協議の作業はどのように進んでいくのかお伺いしたいと思います。

藤川環境整備課長

今後の阿南市とのかかわりといいますか、事業を進めていく上での関係ということでの

御質問でございますけれども、現在申請書類の補正をしておりますけれども、これが終わりますと申請内容と縦覧の場所を告示いたしまして、1カ月間告示縦覧するようになります。その告示縦覧後に、関係しております市町村でございます阿南市、あと美波町のほうから生活環境保全上からの見地ということで意見を伺うようになっており、そのときに阿南市さんの御意見を伺うようになっております。以上でございます。

松崎委員

はい、それがいつぐらいになるかというのは、今のところは全然わからない。

そういう廃掃法に基づいた申請審査をやっていた上で告示縦覧をされて、地元の意見も聞くと、こういう作業になるということのようですけれども、先ほど言いましたように地元の自治体、または地元の住民の皆さんももう済んだこととと思っているような感覚もあって、実際は、実は審査が今進んでいる最中であるということのようでございますから、そこのところは先ほど話しましたようにやっぱり法に基づいてしっかり審査いただきたいということと、知事が廃止勧告をした4つの項目、これは大変重いというふうに思っております。そういうことを踏まえた許可、不許可というのをを出していただきたい。行政手続法上の関係で申請入り口のところで廃止勧告を出したのは適切でないということで、改めてしっかり審査をされていると理解したいと思うんですけども、そのことを踏まえて審査の上での結論を出していただければなというふうに思います。ただ心配しているのは、仮の話なんですけども、この業者さんがそれだけの事業遂行能力とか継続能力とかそういったことがない場合、一たん許可がおりた場合に、いわゆる廃棄物の権利を譲渡することについて県の立場ってというのはどのようになるんですか。

藤川環境整備課長

この福井環境につきましては、まだ施設ができてございませんので、その状態で譲渡することはできないというふうに定められております。以上でございます。

松崎委員

そしたら今の状態は何もできてない状態なんで、ただしかし許可を受けてその途中で事業継続ができないということで、資本力のあるどっか県外の業者にその権利を売ることなども考えられるし、心配もされているところなんで、そのことについても県の対応というのは考えておかなきゃならんのでないかなと思います。現実には稼働し出してその企業が継続できないということになってきて、いわゆる汚染等々が出てきたというときには、これは国からの委任事務ということになっておりますが、その責任というのはどこにある。一番の責任、仮の話で申しわけないんですけど、稼働し出して、事業継続できなくなってそのことでまた管理状態が荒れてくるとか、汚染が出るとか十分な事業継続ができないようなことになった場合の責任というのはいまどこにあるんですか。

藤川環境整備課長

廃棄物処理法の廃棄物処理施設の許可につきましては、法定受託事務ということで定められておりまして、国の基準によって県が厳格に審査をしていくということでの判断にな

りますので、この法定受託事務の責任所在ということで県また国、合わせて責任というんですか、ちょっと仮の話で申しわけないんですけども、いろんな問題が起こってくるかと思えますけれども、そうならないように厳正に対処してまいりたいと考えております。

松崎委員

はい、もう最後で要望しておきたいと思えます。お隣の香川では大変なことになっておって、その後始末に大変御苦労をして、県も国も対応されてるという報道がございます。そういうことがあっちゃならんわけでございますけれども、その事前の中で十分な審査をしていただいて、私としては先ほど申し上げたように、知事の計画そのものを白紙にしたほうがいいんじゃないかという、この勧告の重みを十分受けとめていただいて、県が出していることなんで、私どもとしてはこれは重要なことだなあと思っておりますので、そのことを踏まえて判断をお願いいたしたいなというふうに思えます。よろしく申し上げます。以上です。

岡委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日には辞任することになっております。

そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思えますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に、御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、妹尾県民環境部長を初め、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

妹尾県民環境部長

本日、出席いたしております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

岡委員長さん、寺井副委員長さんを初め、委員の皆様方におかれましては、この1年間、環境関係施策につきまして、御審議、御指導をいただき、心からお礼を申し上げます。

各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見、御提言をしっかりと受けとめ、今後の事務、事業の推進に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも環境行政全般につきまして、よろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

岡委員長

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時32分）